

# 大阪市地域福祉推進指針

平成 2 4 年 1 2 月

丕 大 阪 市

## 目 次

はじめに	1
第Ⅰ章 「大阪市地域福祉推進指針」の策定にあたって	2
1 「地域福祉計画」から「地域福祉推進指針」へ	2
(1) 「計画」から「指針」へ	2
(2) 地域福祉推進指針とは	2
①内容と構成	
②推進主体	
③取組期間	
(3) 各種計画及び地域福祉アクションプランとの関係	3
①各種計画との関係	
②地域福祉アクションプランの更なる発展に向けて	
2 大阪にふさわしい自治の仕組みへの移行期における地域福祉の推進	4
第Ⅱ章 地域福祉の推進にあたって（地域福祉とは）	6
1 基本的な考え方	6
①人権尊重の考え方	
②住民主体の考え方	
③利用者本位の考え方	
④社会的援護を要する人々への支援の考え方	
2 地域福祉の具体化のための視点	7
①生活者の主体形成	
②福祉コミュニティの形成	
③「共生」、「共住」を可能とする福祉社会	
④新たな公私パートナーシップの確立	
⑤サービスの総合化と施策の連携化	
⑥利用者本位のサービス提供と支援システム	
⑦歴史と伝統によって培われた資源の社会的活用	
⑧経営感覚も取り入れた総合的な観点からの施策・事業の展開	
3 地域福祉の担い手	9
①一人ひとりの区民	
②身近な地域の中で地縁に基づき活動する地域団体	
③特定のテーマに焦点をあてて活動する市民活動団体（NPOやボランティアグループ等）	
④福祉サービスに関わる事業者	
⑤コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの手法を活かして活動する団体や事業者等	
⑥まちづくりや生涯学習、地域防災など幅広い地域活動の担い手	
⑦地域福祉の向上につながる取り組みを行う商店街や企業、生活協同組合等	
⑧社会福祉協議会をはじめとする地域福祉活動を支援する中間支援組織	
⑨行政機関	

4	地域福祉推進の方向性	11
	①だれもが「受け手」、「担い手」として主体的に地域福祉に関われるように	
	②「自分らしく生きる」ことを支える権利擁護を基盤として	
	③暮らしを支えるサービスや活動が総合的に進められるように	
	④地域の課題はできるだけ市民の身近なところで	
	⑤多彩な人々の力や地域の資源を活かした「協働」を	
	⑥地域における人々のつながりの強化を	
	⑦他分野も含めた総合的な観点からの地域づくりの推進を	

### 第Ⅲ章 地域福祉アクションプランの検証と更なる推進

1	これまでの取り組み	14
2	これからの課題	15
	(1)アクションプランの新たな取り組み	15
	①福祉課題の解決を指向した取り組みの強化	
	②校区等地域を単位としたアクションプランの作成	
	③PDCAサイクルの確立によるアクションプランの発展	
	(2)新たな基礎自治体における福祉計画の策定に向けて	16

### 第Ⅳ章 いま求められている取り組み

1	みんなで支え合う豊かなコミュニティづくり	18
2	支援が必要な人々へのつながりづくり	18
3	災害時に備えた地域における支え合いの仕組みづくり	19
4	地域福祉活動の担い手の層を厚くする取り組み	20
5	多様な協働（マルチパートナーシップ）によるサービスの創出と地域づくり	21

### 第Ⅴ章 福祉コミュニティを創出する仕組みの再構築

1	区や地域の実情に応じた区独自の福祉システムへの再構築	23
2	区民による自律的な地域福祉活動の実現	25
3	多様な中間支援組織との連携による地域福祉活動支援の強化	27
4	自律した自治体型の区政（福祉政策）運営体制への再構築	28

### 地域福祉のキーワード（50音順）

#### 《資料》

・社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) (抄)	37
・大阪市地域福祉推進指針(素案)にかかるとのパブリックコメント手続きの実施結果について	38